

令和3年2月4日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行等について（認定薬局関係）（通知）

このことについて、令和3年1月29日付け薬生発 0129 第6号及び薬生発 0129 第7号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙1及び別紙2のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

別紙1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）

別紙2 傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについて

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222
（担当者 長谷川）